株式会社ライブドアマーケティング 代表取締役社長 穂谷野 智 問合せ先 経営企画管理本部ゼネラルマネージャー 藤田 圭輔 (TEL 03-5575-5400)

2006 年度内部統制システム整備の基本方針について

当社は平成 18 年 5 月 19 日の取締役会において、公正で透明性の高い企業活動を推進するために、内部統制システムの整備、運用の基本方針を下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。本基本方針を着実に実行することにより、会社法第 362 条第 4 項第 6 号、並びに会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項等の規定に沿った企業運営が実行可能となり、より健全かつ持続的な事業発展に寄与するものと考えます。

記。

1. 企業運営の基本方針

当社では以下の企業理念を企業経営の拠り所と考えます。

「企業理念]

- ・全ての社員が成長し、個々の夢を実現できる企業であること
- ・顧客とパートナーに大きな収益と確実な成果を追求する企業であること
- ・社会に広く貢献できる企業であること
- ・株主に還元ができること
- ・そして、その先の価値を追及し続ける企業であること

またこの企業理念の下に、日常の業務遂行過程においては「経営方針」と「行動指針」に落とし込み、企業の社会的責任を果たしていく所存です。経営方針と行動規範に共通する業務運営上の重要方針は、具体的には以下の三項目を重要方針と定めております。

- ・ 適正かつ適法な経営の仕組みづくり
- ・ 内部統制システムの構築
- コーポレート・ガバナンスとコンプライアンスを機軸に経営する。

行動指針における基本姿勢

I. 通則

事業活動における基本姿勢

法令順守

基本的人権

お客様の尊重

公平、公正な取引

適正な会計

高い道徳観と倫理観での業務遂行

規範遵守の責任

内部通報制度と通報者保護

II. 社会との関係

反社会的行為への関与の禁止

III. ステークホルダー、競争企業との関係

高い顧客満足を目指す

自由な競争および公正な取引

購入先、協力先との取引に関する方針

販売パートナーとの取引に関する方針

企業情報の発信

インサイダー取引の禁止

IV. 会社財産・情報の管理

会社財産の管理及び適正使用

秘密情報の取り扱い

個人情報の保護

知的財産権の保護と活用

V. 運用体制と照会先

運用体制

照会先

- 2. 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
 - (1) 取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針、計画 について決定するとともに、コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンス に関連する規定の整備と、役員を含めた全従業員に継続的な教育・研修を実施し ます。
 - (2) 社外取締役、社外監査役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持、向上を図ります。
 - (3) 監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備、運用状況を含めて取締役会の職務執行を監査します。
 - (4) 内部監査部門を新たに設置し、内部統制システムが有効に機能しているかを常に モニタリングします。内部監査部門は会計監査人、監査役会とも協力し内部統制 を強力に推進します。
 - (5) 通報者の保護を徹底した内部通報システムを設置します。尚、社外に対しても自 浄作用の維持、強化を図るため社外窓口の設置も検討を開始します。
 - (6) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理については、取締役会、経営 戦略会議その他の重要な会議の、意思決定に係る情報ならびにコンプライアンス

に関する情報を、各管理マニュアルに従い適切に記録、保存、管理(廃棄を含む) します。

- (7) 各取締役の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と 連携を確保します。
- 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制について
 - (1) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営戦略会議その他意思決定に係る重要な会議体での情報、代表取締役社長の決済、その他の重要な決済に係る情報、ならびに財務、リスク管理に関する情報を関係規定に基づき記録・保存・管理(廃棄を含む)する体制を整備・確立します。
 - (2) 社内情報システムをより安全に管理するため定期的にモニタリングし、適切な体制で維持・管理します。
 - (3) 取締役の職務執行に係る書類、職務執行に係る重要な文書等の保存、管理、廃棄 に係る基本方針及び運用方針の策定並びに運用管理は、経営企画管理部門担当取 締役が所管し保存期間の設定や見直し等を文書管理規定に基づき管理します。
 - (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役、部門長等の 指揮命令系統、職務権限、責任を明確にすると共に、取締役会、経営戦略会議、 事業運営会議等の機能、位置づけ、委員会の機能、位置づけ等を明確に規定し、 経営を適切かつ効率的に行う体制を整備、強化します。

4. リスク管理に関する規程その他の体制について

- (1) 経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識、評価する仕組みを整備し、リスク管理に関連する社内規程を整備し、事前予防体制を確立すべく努力します。
- (2) リスク管理の実効性を確保するため、中長期的視点で社内にリスク管理の専門家を育成します。当面は内部監査室の担当者が兼務します。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼすリスクが発生し、あるいは発生する恐れが生じた場合 の体制を事前に想定し、有事の対応を迅速に行えるよう予防的な訓練を行います。
- (4) 代表取締役社長がリスク管理の統括責任者として全社のリスク管理体制の構築、 管理を行い、リスク発生時には対応に関する指揮、監督を行います。

5. 当社および子会社、関係会社からなる企業集団の経営体制について

- (1) 子会社および主要な関連会社との緊密な連携のもとに、ライブドアマーケティンググループのアイデンティティーを確立し、企業集団としての業務の適正と効率性を確保し、競争力の維持・向上に常に努めます。そのためのグループとしての規範、規則を整備します。
- (2) 関係会社の独立性を尊重しつつ、当社の出資目的を踏まえて関係会社管理の基本

方針および運営方針を協議の上で策定します。

- (3) 代表取締役および役員は、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導します。グループ会社の内部統制のモニタリングは、内部監査室が担当し、監査役もその立ち上げ業務に協力します。
- (4) ライブドアマーケティンググループのより効率的かつ強固な連結経営を促進するため、監査役はライブドアマーケティンググループ監査役会を創設します。このグループ監査役会を通じて、グループの連結経営に対応したグループ全体の監督・監査を実効的かつ適性に行えるよう、会計監査人・内部監査室と緊密な連携を構築します。

6. 監査役の業務が実効的に行われることを確保する体制について

- (1) 監査役の職務の効果的な遂行のため、取締役および従業員は会社経営および事業 運営上の重要事項ならびに業務遂行の状況および結果について、監査役に報告し ます。取締役および従業員は各監査役の要請に応じて、速やかに必要な報告を行 います。なおこの重要事項には、コンプライアンスに関する事項及びリスク管理 に関する事項が含まれます。
- (2) 代表取締役および役員は、会社に著しい損害及び影響を及ぼす恐れのある際は、 速やかに監査役会に報告をします。
- (3) 代表取締役および役員は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と子会社等の取締役との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
- (4) 取締役は監査役が必要と認めた重要な取引先の調査等に協力します。
- (5) 取締役は監査役が職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合には、弁護士 公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。
- (6) 代表取締役は、監査役が職務遂行のためその職務を補助する従業員を求めた場合には、建設的に検討します。

以上